

令和 6 年

波佐見町議会臨時会会議録

第1回 開会：令和 6年 2月 5日
閉会：令和 6年 2月 5日

波佐見町議会

令和6年第1回（2月）波佐見町議会臨時会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内 容
第 1 日	2月5日	月	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定議案審議
	(以下余白)			

令和6年第1回（2月）波佐見町議会臨時会 目次

第1日目（2月5日）（月曜日）

○開 会	2
○会期日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 提案要旨の説明	2
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第4 議案第1号	4
日程第5 議案第2号	8
日程第6 議案第3号	11
日程第7 議案第4号	13
日程第8 議案第5号	17
日程第9 議案第6号	19
日程第10 議案第7号	20
日程第11 議案第8号	22
○閉 会	25

第 1 日目（2 月 5 日）（月曜日）

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 議案第 1 号 令和 5 年度波佐見町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 5 議案第 2 号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 3 号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部 を改正する条例
- 第 7 議案第 4 号 波佐見町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止す
る条例
- 第 8 議案第 5 号 波佐見町役場新館等改修工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 6 号 財産の取得の変更について
- 第 10 議案第 7 号 財産の取得の変更について
- 第 11 議案第 8 号 損害賠償の額を定めることについて

第1日目（2月5日）（月曜日）

1. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
4 番	岡村	真由美	5 番	田添	有喜
6 番	岡村	達馬	7 番	福田	勝也
8 番	城後	光	9 番	横山	聖代
10 番	欠	員	11 番	北村	清美
12 番	脇坂	正孝	13 番	尾上	和孝
14 番	百武	辰美			

2. 欠席議員

3 番	澤田	昭則
-----	----	----

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長	林田	孝行	書記	一瀬	若菜
---------	----	----	----	----	----

4. 説明のため出席した者

町長	前川	芳徳	総務課長	福田	博治
企画情報課長	澤田	健一	商工観光課長	太田	誠也
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	税務財政課長	古賀	真悟
住民福祉課長	井関	昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤	幸治
建設課長	本山	征一郎	水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松添	博	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	串島	佳織	教育長	森田	法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長	哲也	総務課総務班係長	坂本	昌俊
税務財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸			

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立をお願いいたします。おはようございます。どうぞよろしくをお願いいたします。ただいまから令和 6 年 第 1 回波佐見町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

これから議事に入ります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、4 番 岡村真由美議員、5 番 田添有喜議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第 2. 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第 3. 提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。

本日ここに令和 6 年第 1 回波佐見町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多忙のところ、御健勝にて御出席を賜り誠にありがとうございます。

説明に入ります前に、去る 1 月 1 日に発生しました能登半島地震では、甚大な被害が発生しており、お亡くなりになられた方に深く哀悼の意を表するとともに、けがをされた方あるいは被災された方に心からお見舞いを申し上げたいというように思います。

本町では町民皆様の善意をお願いする募金箱を役場などの公共施設に設置し、義援金を日本赤十字社を通じて被災地に届けることとしております。また被災地への町職員派遣については、長崎県と調整のうえ県下市町と共同で、3月に派遣することで準備を進めております。

現在、国を中心に県、関係機関が一体となって被災地の支援が強化されていますので、本町もその一翼を担い被災者皆様に寄り添い一日も早い生活再建、被災地の復旧と復興を心から祈念するものであります。

さて議員の皆様におかれましては、1月3日の二十歳のつどい、新庁舎完成式典、その後の消防出初式、波佐見町一周駅伝大会、生涯学習のつどいなど、年始の御多忙の折に、御参加出席をいただき本当にありがとうございました。いずれも皆様方の御協力により、盛会のうちに開催出来ましたことを感謝申し上げます。

おかげさまで年始早々、幸先のよいスタートが出来たものと考えております。

また昨日2月4日には旧庁舎におきまして「感謝の楽書き大会」を行いましたところ、多くの親子連れの参加があり、思い思いのお言葉や絵を書いていただきました。

旧庁舎は2月14日の佐世保市消防局による国際消防救助隊の訓練を経て、今月中には解体に着手となっており、本日午後旧庁舎を開けますので議員の皆様も御覧になっていただき、あるいは「楽書き」をしていただければなというように思っております。

さて新庁舎における業務でございますが、情報ネットワークの構築をはじめ、防災無線の移設など滞りなく行われたところであり、窓口の対応も当初は来庁者をお待たせする場面もございましたが、現在は順調に対応出来ているものと思っております。一方でこれから繁忙期を迎えますので、職員相互に連携しながらさらにサービスの向上に努めてまいります。

そして、いよいよ真新しい議場での初議会となり身の引き締まる思いでございます。これからこの議場において、新しい歴史を刻むこととなりますが、引き続き町民の福祉の向上、波佐見町の発展のため論議を重ねてまいりたいと考えていますので、議員皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは本臨時会に提出しました議案の要旨について御説明をいたします。

議案第1号 令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出の予算総額に450万円を追加し、補正後の予算総額を110億4,800万円とするものです。今回の補正は、年度中途における緊急度が高い事務事業に係る補正で、歳出では新庁舎議場等設備導入業務委託料、税還付金、こども家庭センター備品購入費、重機物損事故に係る損害賠償金の追加で、歳入については地方交付税、国県支出金等となっております。

議案第2号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、全国市区町村の戸籍情報を連携させる戸籍情報システムの稼働に伴い、本籍地以外の市区町村窓口で戸籍謄本等の交付が可能となることから、その手数料を総務省令に従い所要の改正を行うものです。

議案第3号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に係る条例の一部を改正する条例は、地方自治法の一部改正に伴い令和6年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するため所要の改正を行うものです。

議案第4号 波佐見町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の廃止については、施設を廃止した

く廃止条例を提案するものです。

議案第5号 波佐見町役場新館等改修工事請負契約の締結については、1月26日に実施した指名競争入札の結果、落札した株式会社上滝佐世保支店と請負契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第6号 財産の取得の変更については、令和5年6月7日に本契約の議決を受け事業を進めています新庁舎議場等会議システムについて、事業内容に変更が生じ契約額を変更したく議会の議決を求めるものです。

議案第7号 財産の取得の変更については、令和5年9月5日に本契約の議決を受け事業を進めています総合文化会館大ホール諸幕について、事業内容に変更が生じ契約額を変更したく議会の議決を求めるものです。

議案第8号 損害賠償の額を定めることについては、令和6年1月10日に発生した環境美化作業中の事故によるリース重機への損害賠償額について額を決定したく議会の議決を求めるものです。

提出した議案は以上であり、詳細については御審議の折に御説明をいたしますので何とぞ慎重に御審議のうえ適正なる御決定を賜りますようお願いをいたします。

日程第4 議案第1号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 議案第1号 令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第1号 令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第7号）について説明します。歳入歳出予算の補正は、総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、総額を110億4,800万円とするものです。

繰越明許費の補正は第2表の繰越し明許費の補正によります。債務負担行為の追加及び変更は、第3表の債務負担行為の補正によります。

今回の補正の主なものとしては、こども家庭センターに必要な備品費や税還付金の増額のほか新庁舎議場システム導入業務の変更に伴う増額、環境美化作業員のリース重機事故による損害賠償金などについて所要額を計上しております。

4ページをお願いします。第2表繰越明許費の補正ですが、こども家庭センター管理費について、補助基準の見直しにあわせ備品購入費を増額したことから、記載のとおり補正するものです。

5ページをお願いします。第3表債務負担行為の補正ですが、5ページが農林課公用車リースの追加で、次の6ページ鴻ノ巣公園ナイター設備リース料の変更は、当初の契約に含まれていなかったナイター設備の照明盤に経年劣化による不具合が判明し、今回の改修に併せ取り替えるためリース契約に追加する変更となっております。

次に歳入の補正について増減の大きいものを説明いたします。9ページをお願いします。10款、1項、地方交付税については、今回の補正に充てる一般財源として376万4,000円を増額しております。

10ページをお願いします。15款、県支出金については、安心こども基金事業費の補助上限額の増加によるもので173万6,000円を増額しております。

11ページをお願いします。18款、4目、庁舎建設基金繰入金は新庁舎建設事業費の財源組替により100万円を減額しております。

続いて歳出の主なものについて説明をいたします。14ページをお願いします。2款、2項、2目、賦課徴収費でございますが、確定申告等により税の還付が増えたことから150万円を増額しております。

15ページをお願いします。3款、2項、1目、児童福祉総務費でございますが、令和7年1月開設予定のこども家庭センターに必要な備品を購入するため、118万5,000円を増額しております。

16ページをお願いします。4款、1項、5目、環境衛生費でございますが、整地作業のためにリースしていた重機バックホウを作業中に横転させたことから修理を要することとなり、その費用を補償する必要から99万円を増額しております。

以上で議案第1号令和5年度一般会計補正予算(第7号)の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(百武辰美君)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 岡村達馬議員。

○6番(岡村達馬君)

2ページ、歳入のところですが。昨年度は国からの補助金があったと思うのですが、今回国からの国支出金がなかったのはどういう意味なのでしょう。

○議長(百武辰美君) 税務財政課長。

○税務財政課長(古賀真悟君)

国の補助金の記載がないということでございますけれども、歳出のほうが国の補助金を受けてする事業が上がっておりませんので、そういった関係で今回は国庫補助金を上げておりません。

○議長(百武辰美君) 8番 城後議員。

○8番(城後光君)

16ページをお願いします。4款、衛生費1項、保健衛生費1目、環境衛生費リース重機補償金についてでございますけれども、具体的に今説明ありましたけど、もう少し詳しくどうかたちでこれが生じたのかを説明をお願いします。

○議長(百武辰美君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(井関昌男君)

16ページですね。4款、1項、5目、環境衛生費のリース重機の事故についてでございますけれども、

議案第8号でも説明はいたしますが1月10日の水曜日の午前10時頃井石郷の金山住宅の上のその保管地によりましてですね、くぼ地。ずっと整地がなされていなかったものですから、今回整地をしようということでリース重機をお借りして作業していました。実際のところ前方の盛土をすくって、くぼ地のほうにその移送していたところ、左側に重心をかけたという状況から誤って横転したという流れになっております。

その状況の中で、エンジンオイル等が漏れて、エンジン内に入って部品の交換が必要になったということで損害を与えたということで、今回は賠償金ということで計上させていただいております。以上です。

○議長（百武辰美君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

内容は分かりました。通常ですね、リース物件に関しては波佐見町役場でどういのかたちで取扱いされるかちょっとよく分からないのですが、通常であればリース物件は保険が何かしら入っていると思うのですが今回、そういったかたちで対応しなかった理由とか、そもそも入っていなかった理由とかそのあたりをもう少し具体的にお伺いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

一般的な観点から総務課のほうでお答えをいたします。まず今回、リース物件の事故ということで、私を知る限り初めてのケースだったかなというふうに思います。そこで、契約元のリース元会社と確認しましたが、リース元はそういった重機が第三者に被害を与えたときの保険契約はしているけれども、いわゆる重機そのものの保険はかけてない。車でいうと相手に対する人身物損はしたけれども、車両保険はかけていなかったということになります。

したがってリース会社で保険入っていない以上借りた側、町のほうでそれは修理を行う必要があるということが分かりました。先ほど触れたとおりの今回初めてのケースでございますので、今後やはりリース重機を借りるとき町において何らかの保険をかけるべきだろうということで、検討しておりますので、今後はそういったことがないように保険をかけていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

今回初めてということで、総務課長に答弁いただきましたとおり、今後何らかのかたちで事故が起きないとも限りませんので、そのあたりは研究していただければと思います。

それから気になるのが今回、恐らく環境美化作業員さんが現実的に作業をやられていたのだと思うのですが、そのあたりのけががなかったのかという部分、今後もこういうかたちで重機類を使われる作業というのは生じると思うのですが、そのあたりは十分安全面とか対策はとられているのかの確認をお願いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

今回は幸いにもけがはなかったということで報告をいただいております。今後こういうリースを使った状況というのは先ほど総務課長言いましたとおり今後検討していくという状況で進めていきたいと思っております。安全対策っていうのは——ヘルメットであったりシートベルトであったりとか。そういう安全対策は万全に取って作業をしておりますので、今後も引き続きそのあたりの対策をとって、怪我のないように事故がないようにということで対応していきたいというように思っております。

○議長（百武辰美君） 5番 田添議員。

○5番（田添有喜君）

同じく4款，1項，5目．環境衛生費。重機補償金の件です。

同僚議員からも先ほど説明がありましたが、私も調べてみたらリース契約をした場合には、損害賠償の請求が生じるというようなことが明記されておりました。ただし重機のレンタルを活用するとそこに報奨料というのがあって、負担軽減が図られるというようなことで、リースではなくてレンタルのほうを使っていたら、今回のような99万円の損害賠償費は生まれなかったのかなと思うのですけれども。

そのあたりの検討をなされたのかということと、先ほども出ました作業員さんをお願いをする、その線引きといいますか。重機を伴う場合のところまで作業員さんにお任せをするのか。その線引きあたりをどのように考えておられるのかということと、ぜひ作業員さんの保険の見直しについては、十分検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

全体的な話として再び総務課のほうでお答えをいたします。

まずレンタルかリースかという話でございますが、結論から申し上げますと現時点で相手がありますので、相手がリースがいいかレンタルがいいかということがありますので、今回のケースではリースを行いましたので、先ほど議員がおっしゃったとお賠償が生じるということでございます。

一方でレンタルについてはどうかということでございますが、そこについてちょっとまだ形態を調べはおりません。一応御提案をいただきましたので、今後レンタルができるかどうかということについては調査をさせていただきたいと思っております。

加えて環境美化作業員さんにどの程度任せするかということでございますが、ほかにいろんな会計年度任用職員が現場の作業もしております。その中で本人さんが今回は重機の資格を持っているということをお願いをした経過があるようでございますので、そういったケースについては今後もケースバイケースかなというふうに思っております。

ちなみに会計年度任用職員について、けが等した場合は当然公務災害になりますので、こちら保険等で補償ができるというようになっております。

会計年度任用職員さんも貴重な役場の戦力でございますので、今後こういった事故がないように原課のほうもあわせて指導すると思えますし、会計年度任用職員、全体的に総務課のほうで管理しておりますので、注視しながら安全に作業していただくように情報を共有したいと考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第7号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第2号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

それでは議案第2号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

波佐見町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。提案理由でございますが、戸籍法の改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令が改正されたため所要の改正を行うものであります。

2ページをお願いいたします。別紙でございますが、波佐見町使用料及び手数料条例の一部を次のように改正するというので、今回別表第11を次のように改めるといってございますが、説明資料を作っておりますので10ページを御覧いただきたいと思います。

波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例ということで一つ、改正の背景・経過でございますが、令和元年5月31日に「戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、国民の利便性の向上と戸籍

事務の効率化を図るために、全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報システムを構築し5年以内に施行することとされました。

このことを受け令和6年3月1日に同改正法の附則第1項第5号に掲げる規定が施行され、次に掲げるサービスを提供することが可能になります。

(1) 本籍地のみ限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付の、本籍地以外の市区町村窓口での交付——いわゆる広域交付が可能になります。

(2) ほかの行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等になる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号の発行が可能になります。

(3) 届出等の書類をスキャンした画像情報の内容に係る証明の交付または閲覧が可能になります。

上記事務に係る手数料について国による標準が示されたため、本町の条例においても規定するものがございます。

2. 改正の概要でございますが、(1) 戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍(除籍)に係る書面の表記を「戸籍証明書及び除籍証明書」に改め、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額とします。1通につき戸籍は450円、除籍は750円といたします。

11 ページの3の改正の内容一覧を御覧いただきたいと思います。今言った内容は、ここの(1) 戸籍謄抄本又は戸籍証明書。1通につき450円。そして(4)の除かれた戸籍の謄抄本又は除籍証明書。1通につき750円。ここの分が項目修正ということで上がっている分でございます。

また10ページに戻っていただきまして、2. 改正の概要(2) 電子証明書提供用識別符合に係る発行手数料を新規追加いたします。

ア 戸籍に係る発行手数料は、1件につき400円。

イ 除籍に係る発行手数料は、1件につき700円。

ウ ア、イについては戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料とすると。これにつきましては11ページの改正内容一覧の(3) 戸籍電子証明書提供用識別符合につきましては1件につき400円。(6) 除籍電子証明書提供用識別符合については1件につき700円ということで、ここが新設、追加というようになっております。

また10ページに戻っていただきまして(3) 戸籍の届書の画像を電子化し届出等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加し、その証明書の交付及び閲覧に係る手数料の額は、届出書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額ということで交付は1通につき350円、閲覧につきましては1件につき350円といたします。

これも11ページの改正内容一覧の(7) 届出若しくは申請の受理証明書等1通につき350円。(8) 届書その他書類の閲覧につきましては1件につき350円と。項目の修正という状況になっております。

あと12~17ページにつきましては、新旧対照表になりますので後で御覧いただきたいと思います。

9 ページに戻っていただきまして。附則、この条例は令和6年3月1日から施行をする。

以上で議案第2号波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

質問いたします。1件ですけど、ちょっとこの10ページに関わる問題です。10ページの（1）なので、この中に「本籍地のみに限定されていた戸籍謄本や」などがございます。これは、今度は本籍地以外の市町村を窓口での交付ができるようになるということで書いてあります。

これはマイナンバーカードとちょっと関係あって、マイナンバーカードを持った人、持たない人。両方とも全然違うところで取れるようになるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

これは広域交付っていうのは全国どこの市区町村役場でもマイナンバーカードとか運転免許書、写真つきの身分証明書を提示していただくと交付することが出来ます。

例えば本籍地が波佐見町の方で、住所が東京都となった場合は東京の区役所でその身分証明書を提示することで戸籍等々の証明書を交付することができるというようになっております。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それでは確認ですけど、写真つきの身分証明書以外しか持たないという人は、この制度が使えないということでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号

○議長（百武辰美君）

日程第6. 議案第3号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第3号について説明いたします。議案第3号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取扱いが整備されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。現在フルタイム、パートタイムの会計年度任用職員については、一般の給与条例を準用して一般職と同じ月数の期末手当を支給していますが、令和6年度から一般職と同じ月数の勤勉手当を支給するために改正するものでございます。

そこで改正内容でございますが、第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改めるものでございます。

次に先ほど申したとおり、期末手当については一般職の給与条例を準用していますので、勤勉手当についても同様に準用することで、第11条の次に（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）として、御覧の第11条の2を加えます。

そして同様に（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）として、第20条の次に御覧の第20条の2を加えます。

次ページをお願いいたします。施行期日でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

関連条例として、改正附則として職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。職員の育

児休業等に関する条例の一部を次のように改正をいたします。第7条中第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削ります。

これは育児休業の条例中に勤勉手当支給条例の除外規定がございますので、このままでは関連条例として支給が出来ませんので当該条項を削除するものでございます。

そして先ほど削除条項を説明いたしましたが、上記の該当部分を削除する際に地方公務員法の施行番号を削除しましたので、次の第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加えるものでございます。

次ページ、4ページは会計年度任用職員条例の新旧対照表。5ページは育児休業等条例の新旧対照表と対照表となりますので併せて御確認をお願いいたします。

以上で議案第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(百武辰美君)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 岡村達馬議員。

○6番(岡村達馬君)

今年度の当初予算の中で大体、会計年度任用職員106名、4年度110名。大体そのくらいの人数だと思うのですが、この中でフルタイムとパートの割合が分かりますか。

○議長(百武辰美君) 総務課長。

○総務課長(福田博治君)

正確な数字はちょっと持ち合わせておりませんが、おおむね半分半分程度だと考えております。

○議長(百武辰美君) 6番 岡村達馬議員。

○6番(岡村達馬君)

この条例が通った場合、大体次年度の概算の支給はどのくらい上がると見込んでいらっしゃいますか。

○議長(百武辰美君) 税務財政課長。

○税務財政課長(古賀真悟君)

大体試算といたしましては、2,300万円程度試算しております。

○議長(百武辰美君) 9番 横山議員。

○9番(横山聖代君)

この勤勉手当の支給は今年6月からの支給だと思うのですが、この勤勉手当を算出するに当たり何か月以上、マックスだと基準があると思うのですが。何か月以上あればマックス支給とかあると思うのですが、ここに任期の定めが6月以上のフルタイム、6月以上のパートタイムとあります。

またこの条例が4月1日から施行となった場合。この勤勉手当を算出するに当たるその基準の日というのが、4月1日からとなると3か月とかになるのかなと思うのですが。その夏に6月に支給されるときは、算出基準っていうのはどのようになるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今回勤勉手当初の支給となりますので、今議員がおっしゃったような案件といえればおかしいですが、前からの履歴をどう考えるかということになるかと思えます。

これを今回の改正附則で 11 条の 2 の第 2 項と、第 20 条の 2 の第 2 項について規定をするものでございます。平たく言うと前年度から引き続き雇用されている方で、6 月以上されている方は対象となるということでございます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

補足です。この先ほど満額になるということですから、当然新規にされた方はその月数に応じて勤勉手当は計算をいたします。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 3 号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 4 号

○議長（百武辰美君）

日程第 7. 議案第 4 号 波佐見町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議案第4号について御説明いたします。波佐見町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

波佐見町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定いたします。

提案理由でございます。波佐見町働く婦人の家について、施設の設置根拠法である「勤労婦人福祉法」が「男女雇用機会均等法」に改正され、施設の設置目的である勤労婦人の福祉の増進も、現在の社会情勢に合致しなくなっていることから、今回廃止をするものです。なお、廃止後は波佐見町勤労福祉会館の一部として運用いたします。

別紙2ページ目を御覧ください。波佐見町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

波佐見町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定する。

附則。施行期日でございます。

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

関連する条例の改正でございます。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表働く婦人の家運営委員会委員の項を削る。

（波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例）

- 3 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3 削除。

これは働く婦人の家使用料の記載でございます。

別表第8を次のように改めます。3ページ目、4ページ目となりますが、別表第8に記載されている波佐見町勤労福祉会館使用料に、別表第3で削除した働く婦人の家の使用料について追加をしております。

ただいま御説明しました関係条例の改正につきましては、新旧対照表を添付しております。

9ページ目の参考資料を御覧ください。波佐見町働く婦人の家でございますが、昭和56年3月に設置されて以来、現在42年を経過しております。中段の設置目的にもありますように、働く婦人の家及び勤労者家庭の主婦の援助、福祉の増進を目的として設置されておりましたが、提案要旨でも御説明いたしましたとおり、法律の規定も働く婦人から働く男女を対象としたものとなり、男女共同参画を推進する現在において働く婦人の家は、設置当時の一定の役割を終え、見直しを図る必要があるため、このたび廃止をするものでございます。先ほども申しましたが廃止した後は勤労福祉会館へ統合し、これまでと同様運営を続けていくことになります。

働く婦人の家の現在の利用内容としましては、民間が主催する書道、太極拳などの自主講座の利用が最も多く、次いで各種団体の会合及びイベントの利用、町が主催する町民講座の利用ということになっております。

働く婦人の家の講座として、施設設置当初から始まった町民講座につきましては、廃止後も生涯学習の推進の観点から、男女の別を問わない町内の町民の皆様が参加できる講座として継続して実施をいたします。

廃止するまでの協議の経過といたしましては、女性利用者や婦人会の代表などで構成する、働く婦人の家運営委員会を開催し、意見聴取を行うとともに、婦人の家の設置目的である働く婦人の福祉の増進のために実施された町民講座——旧働く婦人の家講座でございますが、この受講者 107 名に対して書面により意見聴取を行っております。

廃止に対して反対意見は全くなく、運営委員会でも廃止やむなしということにより、この度廃止することを決定いたしております。

以上で、議案第 4 号 波佐見町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番 岡村達馬議員。

○6 番（岡村達馬君）

提案の理由の中にいわゆる男女雇用機会均等法に改正されたというように書いてありますけども、この現行法は平成 18 年 4 月 1 日に改正されているとも思いますけども、ほぼもう 17 年たっております。

今回、このいわゆる現行法に変わってからですね、かなり時間がたっているのですけども今回提案された理由をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議員がおっしゃるとおり、この男女雇用機会均等法に改正されたのはもう平成 18 年と以前のものになっておりますが、この働く婦人の家の在り方につきましては、以前から現状と合っていないのではないかとというふうなお声はいただいております。

町民講座、実際その設置当時につきましては、そういう働く婦人とか、そういった方。ご婦人たちを対象にしたいろんな講座ですね。婦人問題講演会とか、あとは電話対応に対するのマナーについての講座であるとか、そういったことも随分行われてきていたようでございます。

その中で本来この働く婦人の家の設置目的である職業生活及び家庭生活に係る相談とか、相談指導に関することであるとか、あとは一般教養、職業生活並びに家庭生活に関する講習会の開催に関すること、こういったものがこれまで行われてきてはいるのですが。それぞれ各分野において、この施設ではなくとも例えば就業相談であればハローワークであったりとか、家庭の子育てに関する相談につきましては、役場の所管課のほうに相談をしたりとか。そもそもこの施設でのあり方というものが、これまで問われてきたってところは現状としてあったわけです。

その中で働く婦人の家講座だけはですね、ずっと継続して平成30年まで継続をされてきたというふうなこともありまして。その中でやっぱり、こういうような今後の在り方の検討とかですね、こういったのもしていくべきじゃないとか、そういったのも運営委員会とかでも話が出ていったというようにも聞いておりますので、今回改めて状況判断をしまして、廃止というような手続を取らせていただこうというように至ったということでございます。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

少しイメージがわからないのですけれども、あそこに事務室がございますね。あそこに働く婦人の家の館長さんという方がおられて、何人かおられると思うのですけれども、あのような方たちがもういなくなるというふうなイメージでよろしいのでしょうか。

では建物自体はなくなるわけですね。いろんな施設が勤労福祉会館として使用継続されると。そういうものの手続をなさる方っていう方は、そのままそこにおられると。どの方が何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議員おっしゃられたとおり、現在働く婦人につきましては館長を設置しておりまして、その館長が実際にその利用状況とか把握したりとかっていうのをやるのですが。廃止後は勤労福祉会館というところに統合しまして、現在その施設管理運営を波佐見焼振興会に委託しております。

ですので、あわせて今後も引き続き振興会のほうに管理を委託して、予約につきましては本庁の施設管理予約支援システムの中に対応するようなかたちで運用を図っていきたいというように考えております。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

分かりました。波佐見焼振興会が入られると。あの小さな事務所の中に事務の方が入られるということですか、違いますね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

事務所の中には常駐するということではございません。ただし振興会が雇用した管理人という方がそちらのほうに控えるというようなことになるかと思えます。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 波佐見町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

○議長（百武辰美君）

したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、しばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第5号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第5号 波佐見町役場新館等改修工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第5号 波佐見町役場新館等改修工事請負契約の締結について説明いたします。令和6年1月26日に指名競争入札に付した「波佐見町役場新館等改修工事」について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

2ページをお願いします。契約の目的は波佐見町役場新館等改修工事。

契約の方法は指名競争入札による契約。

契約金額は2億1,245万4,000円です。

契約の相手方は佐世保市白木町3番18号 株式会社上滝 佐世保支店。取締役支店長 山崎洋樹です。

3ページをお願いします。入札結果の一覧ですが、10社を指名し、3社が辞退で入札を行った結果、株式会社上滝佐世保支店が落札したものです。

なお工事の概要につきましては、担当の庁舎建設推進室から説明申し上げます。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは、説明させていただきます。4ページを御覧ください。1. 全体配置図、工事概要となります。改修内容は、1. 新館改修、2. 倉庫改修、3. 蓄電池格納庫新築、4. 電気設備、5. 機械設備、6. 外構工事。建築面積は754.05平方メートル。延べ床面積1,250.04平方メートルとなります。改修新館の河川側には、屋根付きの園庭を計画させていただき、砂場、遊具、花壇の設置を行います。

5ページを御覧ください。2. 現況写真となります。

次6ページを御覧ください。3. 計画平面図となります。新館1階、2階の平面図です。1階は、右上から書庫、食育支援室、子育て支援センター、多目的室、左上から子供トイレ、男子トイレ、多目的トイレ、女子トイレとなり、執務室、風除室、健診センター。2階は右上から会議室、現委員会室、倉庫、多目的ホール、議場、職員組合室、正副議長室、左上から男子トイレ、女子トイレ、給湯室、倉庫、また次も倉庫。女子厚生室、男子厚生室を計画しています。

7～11ページです。新館1階イメージパース図となります。7ページ左側、スライディングウォール。これが移動式の仕切りとなります。開放時の全景です。右側スライディングウォール使用時です。

8ページを御覧ください。風除室、執務室のイメージパース図となります。

9ページを御覧ください。子育て支援センター検診等多目的スペースとなります。

10ページ、11ページを御覧ください。食育支援室イメージパース図です。以上で説明を終わります。議案第5号 波佐見町役場新管等改修工事請負契約の締結について、御審議のほどをよろしく願います。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

一応工期は6年3月29日までとなっておりますけども、実質的なオープンですね。これはいつを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

こども家庭センターのオープンということでしょうか。まずですね、今回の改修工事のあと駐車場整備も済まないとおオープンが出来ないというところで、今のところ計画では令和7年1月で予定をしているところです。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

ちょっと聞き取りにくかったのですが、11月ですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

令和7年の1月です。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 波佐見町役場新管等改修工事請負契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号

日程第9. 議案第6号 財産の取得の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは、議案第6号 財産の取得の変更について御説明いたします。

令和5年6月7日付けで請負契約を締結した「新庁舎議場等会議システム」について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、波佐見町新庁舎議場等会議システム導入業務について、業務内容に変更が生じたため変更契約を締結するものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。財産の種類でございますが、先ほど申したとおり新庁舎議場等会議システム。

契約金額の変更内容についてでございますが、変更前の契約金額3,274万7,000円に、今回の増額82万5,000円を増額し、変更後の契約金額を3,357万2,000円とするものでございます。契約の相手方については、コスモステック株式会社で変更ございません。

次ページをお願いいたします。参考資料でございます。

変更の内容として、上記の概要に基づき今回、スキャンコンバーター1台、ストリーミングエンコーダ

1台を追加するもので、機器の性能等については記載のとおりでございます。なお、詳細については議会議事務局から説明があつておると考えておりますので、併せてよろしくお願いをいたします。

以上で、議案第6号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号 財産の取得の変更についてを採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 議案第7号 財産の取得の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは議案第7号を御説明いたします。議案第7号 財産の取得の変更について。

令和5年9月5日付けで契約を締結した「総合文化会館大ホール舞台諸幕」について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして本件は総合文化会館大ホール舞台諸幕について、業務内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものでございます。

2ページをお願いいたします。別紙 財産の種類。

総合文化文化会館大ホール舞台諸幕。2. 契約金額、変更前の契約金額。874万5,000円。今回の増額で27万1,700円を増額しまして、変更後の契約金額901万6,700円でございます。契約の相手方は三晃工業株式会社 代表取締役山梶章。これは変わっておりません。

3ページをお願いいたします。変更の概要でございますけども、引割幕1とバック幕——引割幕1というのは、中段ぐらいにある幕でございます。それとバック幕は、一番後方にあるバック幕でございます。その紐引き操作を上手から下手へ変更するということです。

現在幕を引くときに紐で引くのですけども、その使用が現在上手。職員がいるのは下手のほうです。下手になく上手にございます関係で、今回変更を行って職員のほうが操作しやすいというような状況をつくりたいと思っておりますので、この2幕については操作を上手から下手へ変更するものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

疑問点なのですけれども、この引割幕とバック幕の操作を上手から下手に変更することで増額になることがちょっとよく分からないのですけど、その場所を変更することによって、何か部品が何か変わったりするから増額になるのですか。場所が変わるだけでどうして増額になるのだろうかというちょっと疑問があるので、そちらの回答をお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

現在の仕様で、現在は上手のほうにそういった紐をつける金具とか何とかがございます。それを下手のほうへ移し替えなければいけないということで、そこあたりの変更が生じてまいります。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 財産の取得の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 8 号

○議長（百武辰美君）

日程第 11. 議案第 8 号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

議案第 8 号 損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、別紙のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

次ページをお願いいたします。別紙、損害賠償の額を定めることについて。

波佐見町井石郷の公有地において発生したリース重機による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を定める。

- 1 事故発生日時 令和 6 年 1 月 10 日（水）午前 10 時頃
- 2 事故発生場所 波佐見町井石郷 公有地。土砂・草木保管地
- 3 損害賠償の相手方 株式会社 森谷商会
- 4 損害賠償の額 99 万円
- 5 事故の概要でございますが。

当該事故発生場所の管理のため、設置作業を行っていた際に発生した物損事故でございます。相手方より借用していた重機を使用し、くぼ地へ土砂を入れるため、左先回を回ったところ、重心のかかった左側の地面が沈んだことから、誤って車両バランスを崩してしまい重機を横転させたものでございます。今回は修理代として賠償するものでございます。

以上で、議案第 8 号 損害賠償の額を定めることについての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12 番 協坂議員。

○12 番（協坂正孝君）

ある程度のことは先ほどの一般会計の中で、質問があつておりましたけれども、ちょっと一つ教えてください。まずこの機器に関わるリース期間ですね。それから、いわゆるリースの契約金額。この 2 つをお願いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

まずリース期間でございますが、1 月 10 日と 11 日の 2 日間でございます。リース契約の金額でござ

いますが4万1,300円でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 7番 福田議員。

○7番（福田勝也君）

今回の損害金額が99万円と出ております。この99万円のその損害額の認定にあたってはどのようにされたのか。お伺いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

今回事故に当たりまして、リース会社の森谷商会さんのほうに連絡をとり、その後修理をするという状況の中で提示された見積り内容を精査した状況の中で、今回はオイルがエンジンに入り込み、その中で部品交換工賃等の金額が提示されました。その中で精査した金額で、今回その99万円という状況の見積りをいただきましたので、その分で今回提案をさせていただいたという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 7番 福田議員。

○7番（福田勝也君）

先ほどの説明では、やはりこの森谷商会さんからの見積りで認定したというふうなところでございますが、別の業者とのその中身の精査、妥当な金額かどうかというのはされたのかどうか。お伺いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

今回はリースをしている守谷紹介さんだけの分で、この金額を定めたものでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 7番 福田議員。

○7番（福田勝也君）

先方からの見積り書を丸々認定というようなところなののでしょうか。

それともその中身についてやはり詳しい方、事業者等からそういった中身についての精査について、何もされなかったのか。妥当な金額かどうかですね。そのところも大事じゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ちょっと経過を御説明いたしますと、先ほど住民福祉課長が申したとおり、森谷商会の見積書が当初出てまいりました。当初の金額はこれ以上の金額で実はありまして内容を精査し、いくらか削減出来ないかというお願いをいたしました。

一方で森谷商会さんの機械でございますので、その機械を第三者が、そもそも何というか修理するということについて、そこが及ぶかどうかということとは話をしましたが、今回のケースはちょっと厳しいだろうという判断を住民福祉課とちょっと話をしたところもございます。

したがいまして、本来であればもうそういった専門家が町職員にいればいいのでしょうかけれども、一

般的にはそういった技術を持っている者がやはり……。森谷商会さんの機械であるということ踏まえると、森谷商会さんよりきた金額をベースに考えざるを得なかったというのが事実でございます。

○議長（百武辰美君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

今回事故が発生したのが、井石郷の公有地ってということなのですが、土砂・草木の保管地ってなっていますけど、具体的にどこなのかっていうのと、それをどうにかたちで今後使われる予定なのかというのを伺い出来ませんか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

場所につきましては井石郷としておりますけれども、中尾に登るところで元金山住宅でございます。中尾方面ですね。そこに土砂の保管地がございます。そこによる事故が起こった場所でございます。

今後につきましても今作業員さんが伐採、木の剪定等をしている保管場所として使っていただいておりますが、今後も利用という状況で整地をしながらその保管地の利用をしていきたいというように思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（百武辰美君）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから議案第8号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（百武辰美君）

以上で本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。

令和6年第1回波佐見町議会臨時会を閉会します。御起立ください。
お疲れさまでした。

午前11時34分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員